

## しまねを守る建設コンサルタントエンジニア育成奨学金

### 令和5年度募集要項

しまねを守る建設コンサルタントエンジニア育成機構（以下、「機構」といいます。）が運営する、しまねを守る建設コンサルタントエンジニア育成奨学金（以下、「奨学金」といいます。）について、次のとおり令和5年度の募集を行います。

#### 【本奨学金の趣旨】

島根県内の建設コンサルタントへの就職を希望する学部生・大学院生に対して奨学金を給付することで、将来のしまねの県土を守るエンジニアの育成に寄与し、県土の持続的な維持発展に貢献しようとするものです。

#### 【本奨学金の特色】

- ・島根県内の建設コンサルタントに就職することを前提とした、給付型奨学金です。
- ・島根大学の特定の学部・学科を対象とした対象限定型の奨学金です。
- ・他の奨学金の給付を受けている場合でも応募可能です。

#### 1. 応募資格

次の（１）～（５）のすべてに該当すること。

- （１）日本国籍を有すること
- （２）島根大学の次の学科又はコースに所属する、学部３年生・４年生、大学院博士前期１年生・２年生、であること
  - ア）総合理工学部 地球科学科  
及び 自然科学研究科 博士前期課程 地球科学コース
  - イ）生物資源科学部 環境共生科学科 地域工学コース  
及び 自然科学研究科 博士前期課程 環境共生科学コース  
(ただし上記地域工学コースを卒業した者に限る)
- （３）募集年度４月１日時点で、年齢３０才以下であること
- （４）機構に属する企業への就職を希望していること（ただし、賛助会員を除く）

#### 2. 募集期間

令和5年4月1日～4月30日（提出先必着）



## 6. 選考及び採用の決定

しまねを守る建設コンサルタントエンジニア育成機構が設置する選考委員会が選考し、決定します。

- ・選考結果は、令和5年5月末までに本人及び各学科担当者へ書面で通知します。
- ・選考の経過及び決定理由については公表しません。
- ・応募書類は返却いたしません。

## 7. 選考方法

提出書類（奨学生願書）に基づいて審査します。  
必要に応じて、面接を行う場合があります。

## 8. 奨学金の給付

指定口座への振込払いとします。

## 9. 報告義務

奨学生となった方は、年度末に近況報告・活動レポートを提出していただきます。  
必要に応じて、就学状況、生活状況について学科を通じて確認する事があります。

## 10. 奨学金の停止、在学中の返還要請

奨学生が次に該当するときは、奨学金の停止、又は在学中に返還を要請する事があります。

- (1) 休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 退学したとき、転学したとき
- (3) 卒業の見込みがなくなったとき
- (4) 負傷、疾病等のため就学の継続が困難になったとき
- (5) 機構への就職希望を取り下げたとき
- (6) その他、奨学生として適当でない事実があるとき

## 11. 奨学金の返還要請

奨学生が、機構所属企業に就職しなかった場合は、奨学金の全額の返還を要請します。  
また、機構所属企業に就業した後、5年以内に退職した場合には、就業年数に応じて奨学金の一部について返還を要請します。

## 1 2. 個人情報の取り扱い

取得した個人情報は、奨学金事業に係る目的にのみ使用します。

## 1 3. しまねを守る建設コンサルタントエンジニア育成機構の概要

### (1) 機構の概要

- ・ 島根県土の維持発展に貢献する、地域に根差した建設コンサルタントエンジニアの輩出を目的とし、地元教育機関におけるエンジニア育成を幅広く支援する機関として設立する。(令和5年2月設立)
- ・ 機構は、(一社)島根県測量設計業協会、中国地質調査業協会島根県支部、を構成団体とし、今後、趣旨に賛同する他団体の参画を求めていく。

### (2) 機構の事業

- ・ 地元教育機関における建設コンサルタントエンジニアの育成を支援するため、次の事業を実施する。
  - 1) 奨学金制度の運用(「しまねを守る建設コンサルタントエンジニア育成奨学金」、R05年度開始)
  - 2) 教育支援(地元教育機関で学ぶ学生を対象とした出前講座、各種学校への講師派遣、等)
  - 3) 地元就業支援(地元建設コンサルタント等におけるインターンシップの企画、斡旋、等)
  - 4) 普及啓発活動(建設コンサルタントエンジニアの役割・必要性に関する情報発信、等)
  - 5) その他、機構の目的達成に資する事業

### (3) 事業スケジュール

令和5年度	奨学金制度運用開始(令和5年4月公募開始)
令和6年度以降	教育支援、地元就業支援等を随時実施

### (4) 応募資格に該当する機構の構成企業

下記2団体の会員企業(令和5年4月1日時点)

- ・ (一社)島根県測量設計業協会 42社(賛助会員を除く)
- ・ 中国地質調査業協会島根県支部 21社

以上